

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和3年4月30日

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和3年平泉町議会定例会4月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本定例会4月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

次に、説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、高橋伸二議員、9番、佐藤孝悟議員を指名します。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会4月会議の会議期間は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第3、報告第2号、平泉町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、最初に報告第2号の専決処分につきましてご説明をいたします。

議案書5ページをお開きください。

報告第2号、平泉町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告についてでございます。

専決処分の内容につきましては、議案書7ページの理由にありますとおり、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、平泉町町税条例等の一部を改正する必要があるため、専決処分をしたものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたします。

このたびの地方税制改正におきましては、持続可能で活力ある地方をつくるため、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、地方公共団体が地域における感染症対策の主体であることや、産業や企業をめぐる環境が激変している状況を踏まえた制度の見直しを行う観点から、地方税法等が改正されたことに伴い平泉町町税条例等の一部を改正するものであります。

改正の主な内容ですが、初めに、個人町民税につきましては、住宅借入金等特別税額控除のうち所得税から控除し切れなかった額について、控除限度額の範囲内で住民税から控除する住宅ローン控除特例の適用期限を令和17年度まで延長する措置を講じます。また、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を令和9年度分の個人町民税まで延長する措置を講じます。

続いて、固定資産税につきましては、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において家屋も下落修正を行う措置である現行の負担調整措置の仕組みを継続します。その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮し、令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据置きをする措置を講じます。

最後に、軽自動車税につきましては、軽減対象者の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直します。また、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減については、令和3年12月31日までに取得した者を対象とし、適用期限を9か月延長いたします。さらに、種別割について講じている燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る）を取得した

日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置につきましては、対象車両を重点化した上で期間を2年間延長する措置を講じます。

以上、今回の地方税制改正に伴う町税条例上で関連する主な改正点を申し上げましたが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されたことから、平泉町町税条例等の一部を改正するものであり、令和3年3月31日をもって地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したところであります。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

なければ、次に進行いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第4、報告第3号及び日程第5、報告第4号、報告案件2件を一括議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

報告第3号及び報告第4号の専決処分2件につきましてご説明をいたします。

議案書17ページをお開きください。

報告第3号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の報告についてでございます。

議案書19ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分する。

令和2年度平泉町一般会計補正予算（第12号）。

令和2年度平泉町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,534万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億8,048万2,000円とする。

第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の変更は、第3表債務負担行為補正による。

議案書20ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補

正額で説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税、3 項軽自動車税67万9,000円。

2 款地方譲与税139万9,000円、1 項地方揮発油譲与税116万4,000円の減、2 項自動車重量譲与税239万5,000円、3 項森林環境譲与税16万8,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金43万5,000円の減。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金3万3,000の減。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金46万9,000円。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金5万7,000円の減。

8 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金49万9,000円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税5,883万1,000円、これは特別交付税の増額でございます。

11 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金11万7,000円の減。

14 款国庫支出金2,327万4,000円、1 項国庫負担金407万2,000円、2 項国庫補助金1,920万2,000円、これには臨時道路除雪事業費補助金1,700万円の増額が含まれております。

15 款県支出金49万円の減、議案書21ページでございます。1 項県負担金197万6,000円、2 項県補助金246万6,000円の減。

16 款財産収入、1 項財産運用収入1万8,000円。

17 款寄附金、1 項寄附金37万6,000円。

18 款繰入金、2 項基金繰入金1億6,225万1,000円の減、これは財政調整基金繰入金の減額でございます。

20 款諸収入248万1,000円、4 項受託事業収入8万1,000円の減、5 項雑入256万2,000円、これは一関地区広域行政組合介護保険事業精算返還金でございます。

22 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金9,000円。

歳入合計補正額7,534万8,000円の減。

次に、歳出でございます。

議案書22ページをお開きください。

1 款議会費、1 項議会費96万4,000円の減。

2 款総務費76万6,000円の減、1 項総務管理費36万5,000円、3 項戸籍住民基本台帳費113万1,000円の減。

3 款民生費410万7,000円の減、1 項社会福祉費112万円の減、2 項児童福祉費298万7,000円の減。

4 款衛生費、1 項保健衛生費386万1,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費263万1,000円の減。

7 款商工費、1 項商工費896万2,000円の減。

8 款土木費、2 項道路橋梁費6,000万円の減、これは除雪委託料の減額でございます。

10 款教育費177万9,000円の減、1 項教育総務費76万円の減、2 項小学校費24万4,000円の減、

3 項中学校費16万5,000円の減、4 項幼稚園費20万1,000円の減、5 項社会教育費40万9,000円の減。

歳出合計補正額7,534万8,000円の減。

続きまして、議案書23ページでございます。

第2表繰越明許費補正でございます。

変更でございます、4 款衛生費、1 項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、補正前の金額3,253万9,000円、補正後3,844万5,000円。

次に、7 款商工費、1 項商工費、平泉町中小企業振興資金融資利子補給金事業、補正前の金額232万3,000円、補正後204万6,000円。

続きまして、議案書24ページでございます。

第3表債務負担行為補正でございます。

変更でございます、令和2年度平泉町中小企業振興資金の融資に伴う利子補給、期間は変更前、変更後とも令和3年度から令和9年度まで。変更前の限度額、中小企業者等が借入れする中小企業振興資金2億3,000万円に対する利子補給（年利2.90%以内）1,886万9,000円以内の額、変更後の限度額、中小企業者等が借り入れる中小企業振興資金2億355万円に対する利子補給（年利2.90%以内）1,669万5,000円以内の額。

次に、報告第4号の専決処分につきましてご説明をいたします。

議案書53ページをお開きください。

報告第4号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてでございます。

議案書55ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分する。

令和2年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,112万円とする。

議案書56ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金11万5,000円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金15万2,000円の減。

歳入合計補正額3万7,000円の減。

次に、歳出でございます。

5 款基金積立金、1 項基金積立金 3 万 7,000 円の減。

歳出合計補正額 3 万 7,000 円の減。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

次に進行いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第 6、議案第 24 号、令和 3 年度平泉町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、補正予算案件 1 件につきましてご説明をいたします。

議案書 61 ページをお開きください。

議案第 24 号、令和 3 年度平泉町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

令和 3 年度平泉町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,161 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55 億 5,109 万 5,000 円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第 24 号について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

それでは、今回の議会定例会4月会議に補正予算を提案させていただきました理由を初めに説明させていただきます。

このたびの補正予算の歳出ですが、全て新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございます。

2款総務費では、感染防止のための輸送能力増強のため患者送迎車両購入及び新しい生活様式に対応した協働のまちづくり交付金事業を実施するため予算を計上する必要があること、4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる謝金等の予算を計上する必要があること、5款労働費では、雇い止め等の就労希望者を会計年度任用職員として雇用するため及び町内事業者等の雇用の維持、継続のため予算を計上する必要があること、7款商工費では、町内事業者等を応援するためのプレミアム付き商品券発券事業及び小規模事業者持続化補助金事業を実施するために予算を計上する必要があること、10款教育費では、成人式開催に当たり、感染リスクを削減するための新型コロナウイルス感染症検査料の予算を計上する必要があること、以上のことから、今回それぞれ予算を計上させていただき、速やかに事業執行するための提案をさせていただきます。

それでは、議案書61ページをお開きください。

議案第24号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明させていただきます。

議案書62ページ、第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金5,608万7,000円、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金449万2,000円の減、これは財政調整基金の減額でございます。

20款諸収入、5項雑入1万7,000円。

歳入合計補正額5,161万2,000円。

次に、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費614万8,000円、これには公用車購入費450万9,000円の増額が含まれております。

4款衛生費、1項保健衛生費5万円、これには謝金780万円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種委託料940万円の減額が含まれております。

5款労働費、1項労働諸費995万8,000円、これには会計年度任用職員報酬481万2,000円の増額が含まれております。

7款商工費、1項商工費3,342万3,000円、これにはプレミアム付き商品券事業委託料3,042万3,000円の増額が含まれております。

10款教育費、5項社会教育費203万3,000円、これには新型コロナウイルス感染症検査料188万1,000円の増額が含まれております。

歳出合計補正額5,161万2,000円。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

まず一つ、ワクチンの接種の関係で伺いたいと思います。

コールセンター受付が始まって、全国的にも混み合って通じないという問題もありました。それで、町内ではかかりつけ医、お医者さん1人、1つの診療所ということになっておりますけれども、その集団的な接種とそういったかかりつけ医のバランスといいましようか、常にクリニックさんに通ってればそちらに通いたいという心情もあるのではないのかなというふうに思いますけれども、その辺はどういうふうになっているのかということでもあります。

それから、1日何人という想定で、そういった予定はされていたわけですがけれども、その辺は、状況は今、どういうふうになっているのかということについて伺います。

それと、経済対策といいますか、プレミアム商品券関係、商工費なのでありますが、全体として、いわゆる新型コロナウイルス感染症対策で、令和3年度、今回は補正ですがけれども、今後どういった、9,100万円ほどですか、今後どういった方向で活用する考えなのか伺いたいと思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

新型コロナウイルスワクチン接種に関しましてですが、4月26日からワクチン接種の予約を開始いたしました。その中で、集団接種、それから、かかりつけ医の先生がいらっしゃれば個別の接種で医療機関のほうにも問合せをしていただきながら、予約が始まったわけなのですが、町内医療機関の先生につきましては集団接種のほうに従事していただくということを優先していただきまして、町内の先生のところでの個別接種につきましては、集団接種がおおよそ終了するというような時期を見計らいまして、個別接種のほうを実施していくという予定となっております。ですので、町内の医療機関さんを主治医にされている方につきましては、大変申し訳ないのですがけれども、その先生の集団接種への従事が終了した後の予約ということで、先生とも協議いたしまして了解をしているところでございます。

それから、その接種日に合わせまして計画予定人数等を決めながら予約のほうも受け付けているところでございまして、今回のワクチン接種の接種計画を立てるに当たりまして、65歳以上の高齢者の方々にまず通知を差し上げました。それを接種日ごとに各行政区のほうを割当てさせていただきまして、その接種日に当たっている行政区ごとで予約を入れていただくように通知のほ

うもさせていただいております。

現在、4月26日からようやく集団接種、そして個別接種の問合せなども受付を始めたところですが、集団接種の予約受付状況につきましては、1日目が286名の方、2日目、4月27日には302名の方、4月28日には239名の方から、現在予約のほうを受け付けているところです。電話回線が3回線設けてございますが、なかなかつながらないというお問合せなどもいただいているところでございますが、町民の皆様のご協力をいただきながら予約のほうを進めていきたいと思っております。大体計画数と同等の人数で予約のほうはいただいている状況です。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

経済対策につきましては、このたびはプレミアム商品券ということで、今回は各世帯に予約を取りたいというふうに考えておりますが、今後の経済対策、どのようなことを考えられるかにつきましては、今現在、宿泊につきましては岩手県民割ということで県の事業が動いておりますし、あと、観光協会の理事会が先日もございましたが、商工会、観光協会と情報を交換しながら、より有効な対策に今後使っていきたいというふうに考えておるというところでございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

まず、ワクチン接種についてですけれども、そうすると、1日、接種のほうです、何人ぐらいつつというふうに、今、計画どおりにいくのかということと、なかなか電話が混み合って大変だとは聞いていましたけれども、それから町長が、この間説明もいただきましたけれども、通知が来て、先ほどのお話で言えば、クリニックさんの点で言えば集団接種後とちゃんと出ているのです。なかなかやっぱり見る側からすれば、いろいろ丁寧に説明しないとなかなか理解してもらおうというのも大変なのかなと思うので、引き続き、その辺は丁寧な説明をしながらしっかりと受けられるようにするべきだなということです。

それから、経済対策の件についてですが、宿泊関係でいいますと、県内では8つぐらいの自治体が既に実施しているということで、県もですね、ありますが、やはりなかなか見えてこないというか、もちろん出口は見えないわけですが、もう少し先んじて手だてを打っていかねばならないのではないかなというふうには、一つ思いますので、その辺は積極的に素早くということを要請したいと思います。

それで、3月会議でも、いわゆる住宅リフォーム関係です。実は、一関市は復活といいますか、新たに使い勝手のよいというか、自宅リフォームの助成制度をしました。とりわけ建築関係はこのコロナ禍で大変な状況があるということは何度も言ってきたわけですが、そういった中で、そういったところは検討されたのかどうか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

コロナワクチン接種の1日の計画の人数といたしましては、接種開始が5月18日からというふうに予定してございます。その中で、接種開始当初は大体160名前後の人数から始めまして、最大で1日280人の接種を予定しております。

あと、予約状況につきましては、様々町民の方々の問合せ等にも丁寧な説明をしながら、今後予約のほうを受け付けていきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

住宅リフォームと直接的にはちょっと意味合いは異なるかもしれませんが、当課のほうでも、コロナ対策としてリフォーム関係とかそういうことをできないかということを経済部では検討しておりました。それにつきまして、仕事がなくなっている方々とか、そういう方々への経済対策として検討しておるところです。これも、ただ、役場の中の財政状況等もありますので、その辺鑑みながら、政策としてできるかどうか、もう少し検討させていただければというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

2つお伺いをします。

1つは、66ページなのですが、13節の使用料及び賃借料のタクシー使用料、このタクシー使用料の中身についてお伺いをします。

2つ目は、同じ66ページの5款の労働諸費の12節委託料300万円なのですが、雇用維持継続事業委託料という名目になってはいますが、この事業委託内容と目的についてお知らせ願いたい。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

まず、66ページの13節使用料及び賃借料のタクシー使用料でございますが、こちらにつきましては、コロナワクチン接種に従事していただきます医師の送迎、そして看護師さんも同行して来ていただきますので、その医師それから看護師の方々の移動に使用させていただきますタクシー使用料、タクシーの使用ということで今回計上させていただきました。多めかもしれませんが、40回分の送迎についてのタクシー使用料ということで計上させていただいたものでございます。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

66ページの労働費の中の12節の雇用維持継続事業委託料についてご説明いたします。

これは、町内でこの感染症の蔓延によりまして仕事等が少なくなった事業者に対しまして、環境整備等の、支障木とかそういう環境整備等の委託をする委託料になっております。これによりまして、環境もよくしていただければなというふうに思って計上したところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

ワクチン接種事業というか、業務に当たる医師と看護師の移動代とこういうことでございますが、今回の補正に関わって、国から地方創生臨時交付金として5,600万円が交付をされているわけですね。そしてこの補正の、コロナ関連の補正として計上されているわけですが、残りが約3,500万円あるわけですよ。そうすると、5月18日から7月9日まで長島体育館でそれぞれ第1行政区から21行政区までの集団接種が、ワクチン接種が行われるわけですね。

ご案内のように、65歳以上の高齢者ということで進められているわけなのですが、いわゆる自ら移動手段を持たない方への対応として、町としてバスの運行を考えているということが既に通知をされた内容の中にも明記はされておるわけでございますが、なかなか、その指定をされた各行政区ごとの日にちの中で、しかも、そのバスに乗車できるかどうかということは確実性が未知数なわけですよ。そうすると、お医者さんあるいは看護師さんの移動のタクシー料だけではなくて、どうしてもやっぱり頼る人がいないというような高齢者の方、あるいは介護が必要な方の中にはおられるわけでございますから、そういう方々に対して、タクシーの利用というのを一つの選択肢として、これからでも取り組めないのかと。

特にも、7月の末でしたか、2回の予備日がございますよね。このときはバスを運行しないということになっておるわけでございますから、ぜひそういったところも含めて、まだまだ期間がございましたので、検討される余地があるのではないかとこのように思いますので、お考えをお聞かせいただきたいと。

それから、雇用維持継続事業委託料について、環境整備だということでございますが、町内事業者、商工業者のいわゆる雇用維持を図るということも大事なことでありますから、そのことについて私は否定をするものではございません。要は、環境整備という名の下に行われるこの委託業務が、きちんと町が目的意識を持って、いわゆる投資対効果というものを考えて、具体的に成果の上がる、こういう委託事業にしていく必要があるのではないかとこのように思いますので、そのところは担当課としても、ぜひ投資対効果という点をしっかりと考えて対応していただきたいと。

特にも、まん延防止対策が出たり、第3次の緊急事態の発令が出たり、さらには変異ウイルスとか変異株とかと言われていますが、そういう感染力の高いウイルスが非常に今、国内で拡散をしているという状況の中で、あの有名な箱根の観光地ですら、あるいは京都ですら観光客がいなくてという状況の中で、本町における観光客の来町についても、そう多くの期待をすることはできな

いだろうというふうに思いますから、そういう意味での投資対効果ということをぜひ考えていただきたい。

以上です。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

今回のこのコロナワクチン接種に関しまして、バスのほうを、できるだけ交通のなかなか確保が難しい高齢者、高齢者の独り暮らしですとか高齢者世帯ですとかそういうような方々の交通、移動手段といたしまして、今回送迎バスのほうを運行させていただくことにしました。

その中で、このタクシー使用についてのというお話をいただきましたが、今回、ワクチンの接種の予約の際にバスの利用についても希望をお聞きしながら、現在、ワクチン接種の予約を受け付けているところでございます。コールセンターでのバスの利用の希望状況ですとか、それから、コールセンターでの相談、交通手段等の相談等、そういうものを見ながら、どのような、タクシー利用、送迎バス運行の在り方について、その状況等も見ながら判断していきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

高橋議員、よろしいですか。

8 番（高橋伸二君）

はい。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

よろしいですか。

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

以上で本定例会 4 月会議に付議された議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもって、令和 3 年平泉町議会定例会 4 月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前 10 時 46 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 高 橋 伸 二

同 佐 藤 孝 悟